

武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月6日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例

(設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）における健康及び福祉に関する施策を推進するために必要な事項を調査し、及び審議するため、武蔵野市健康福祉施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進及び食育推進に係る計画の策定及び評価に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる委員15人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進、食育推進等の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(専門部会)

第5条 市長は、必要に応じて審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 第3条の委員のうちから市長が指名する者
- (2) 専門部会における調査及び審議のため市長が必要と認め、委嘱する者

(報酬)

第6条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明																
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員(次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(21)まで (略)</p> <p>(22)から(63)まで (略)</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="220 1794 652 2002"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民生委員推薦会の委員まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から		民生委員推薦会の委員まで		(略)		<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員(次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(21)まで (略)</p> <p><u>(21)の2 健康福祉施策推進審議会の委員</u></p> <p>(22)から(63)まで (略)</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="707 1794 1139 2002"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民生委員推薦会の委員まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から		民生委員推薦会の委員まで		(略)		<p>号の追加</p>
職名	報酬額																	
財産価格審議会の委員から																		
民生委員推薦会の委員まで																		
(略)																		
職名	報酬額																	
財産価格審議会の委員から																		
民生委員推薦会の委員まで																		
(略)																		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="708 237 903 282">健康福祉施策推進審議会の委員</td> <td data-bbox="903 237 1134 282"># 12,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="708 394 1134 551">国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)</td> </tr> </table>	健康福祉施策推進審議会の委員	# 12,000円	国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)		項の追加
健康福祉施策推進審議会の委員	# 12,000円					
国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)						
国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)	国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)					
備考 (略)	備考 (略)					

(提案理由)

健康及び福祉に関する施策を推進するため、計画の策定及び評価に関する事項を調査し、及び審議する附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、武蔵野市健康福祉施策推進審議会を設置し、必要な事項を定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。